

平成27年11月27日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害認定日を受給権発生の日とする、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、遺伝性球状赤血球症(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、20歳に達した日(平成〇年〇月〇日)現在の障害の状態は、提出された平成〇年〇月〇日現症の診断書では、国年法第30条の4に定める「20歳に達した日」における障害の状態の判断ができないためとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

なお、厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、請求日である平成〇年〇月〇日現在の障害の状態は、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度に該当するとして、障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の処分をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害基礎年金は、障害の状態が国年令別表に定める程度の障害の状態に該当し

なければ、支給されないこととなっている。

2 本件の場合、請求人の当該傷病に係る初診日が20歳到達前にあることは本件記録から明らかであるので、障害認定日は請求人が20歳に達した平成〇年〇月〇日であるところ、本件の問題点は、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)を判断することができないかどうかであり、また、それを判断できるときは、それが国年令別表に掲げる程度に該当しないと認められるかどうかである。

第4 審査資料

(略)

第5 当審査会の判断

1 当該傷病により障害等級2級の障害基礎年金が支給される程度の障害の状態としては、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えられるものである。

認定基準の「第1 一般的事項」の「1 障害の状態」によると、障害基礎年金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、国年令別表に定める程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいうとされ、また、「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」による

と、障害の程度の認定は、診断書及びX線フィルム等添付資料により行うとされているところ、当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、障害認定日による請求については同日以後3か月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めることとして、障害認定日における障害の状態は、上記の期間内の現症日における障害の状態によってこれを行うものとする取扱いをしており、傷病の性質や内容にもよるが、障害認定日から余りにも離れた時期を現症日とする診断書では、障害認定日における障害の状態を認定することは困難であることから、当審査会も、基本的にはこれを相当としてきているところである。

認定基準の第3第1章第14節/血液・造血管疾患による障害によれば、血液・造血管疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び症状の経過等（薬物療法による症状の消長の他、薬物療法に伴う合併症等）、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定するとされ、難治性貧血群（再生不良性貧血、溶血性貧血等）による障害で障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、下記のA表、B表及び一般状態区分表（これは本件審査資料の診断書の一般状態区分表のAないしオと同じ内容のものである。以下同じ。）を掲げた上、「A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表II欄に掲げる1から4までのうち、3つ以上に該当するもの（ただし、溶血性貧血の場合は、A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、B表II欄の1に該当するもの）で、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの」が

掲げられている。

A表

区分	臨床所見
II	1 治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの
	2 輸血を時々必要とするもの

B表

区分	検査所見
II	1 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) ヘモグロビン濃度が7.0 g / dℓ以上9.0 g / dℓ未満のもの (2) 赤血球数が200万 / μℓ以上300万 / μℓ未満のもの
	2 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの (1) 白血球数が1,000 / μℓ以上2,000 / μℓ未満のもの (2) 顆粒球数が500 / μℓ以上1,000 / μℓ未満のもの
	3 末梢血液中の血小板数が2万 / μℓ以上5万 / μℓ未満のもの
	4 骨髓像で、次のいずれかに該当するもの (1) 有核細胞が2万 / μℓ以上5万 / μℓ未満のもの (2) 巨核球数が15 / μℓ以上30 / μℓ未満のもの (3) リンパ球が40%以上60%未満のもの (4) 赤芽球が5%以上10%未満のもの

2 本件の問題点は、まずは、提出された資料により、障害認定日（平成〇年〇月〇日）における本件障害の状態が判断できないかどうかであるところ、資料1によると、一般状態区分表と臨床所見は平成〇年〇月〇日、血液検査成績は平成〇年〇月〇日現在のもので、それぞれ障害認定日から約1年1か月及び約1年2か月後のものであるため、この診断書をもって、本件障害の状態を判断することはできない。

しかしながら、資料2-1によると、

当時の診療録より記載したものととして、当該傷病は遺伝性球状赤血球症であり、初診から終診までの治療内容及び経過の概要には「生後、遺伝性球状赤血球症の診断を受け、輸血にてfollow、1才時脾摘術を受ける、以降輸血不要となる。貧血持続、○年○〇に転居、○年○月○日当科精査目的に入院となる。上記疾患に対し再評価の後、○月○日退院、以降外来followとなる。」とされ、また、A医師からB医師に対して紹介状が提出され、a病院に入院した平成○年○月○日から退院した同年○月○日までの入院経過概要（資料2ー2）が添付されているところ、この添付資料によると、診断には「(sever) hereditary spherocytosis susp. (注：重症球状赤血球症疑い)」とされ、臨床経過に「W14900 RBC262 Hb8.5 Ht24.0 plt91.9 (spherocyte 卄) Me0.5 stb0 ry51.0 Ee10 Ba2 M12 Ly23.5 reti32. TBil3.4 IDBil2.6 LDH30.3 (LDH14) Hpt10 以下、severeHb27 (2-12) RBC 寿命 4.7 日 NAPscae ↓ Parprat (卣) 血小板粘着能 13 ADP 凝集能 5 以下 CD16 ↓ CD15、CD11b n.p Ham test (-) Sayas Water test (±) 単C Tにて副脾 (-)」の記載があり、平成○年○月○日の退院時点で、中等度の貧血があったことが認められる。しかしながら、この記述は障害認定日の約1年前の平成○年○月頃の状態である。

資料3によると、平成○年○月○日にb病院を受診したことが認められ、平成○年○月○日の時点での血液検査成績が記載されている。これによると、RBC 2.83×10^4 、Hb 9.3とされている。

以上の経過をみると、請求人は先天性の遺伝性球状赤血球症であり、1才時にc大学で脾臓摘出術がなされ、術後は輸血の必要はなかったとされているものの、貧血が続いたとされている。

障害認定日の約1年前（平成○年○月頃）の赤血球数は $262万/\mu\ell$ 、障害認定日の約1年2か月後（平成○年○月

〇日）の赤血球数は $283万/\mu\ell$ とされている。

当該傷病による障害は、先天性の赤血球の形態異常（注：一般の赤血球の形状は扁平であるが、当該傷病の場合、その名の示すように球状をしている。）による赤血球の寿命の短縮に起因する溶血性貧血である。

一般の赤血球の寿命が90日とされているのに対し、請求人の場合4.7日と極端に短くなっている。この赤血球の寿命の短縮は治療によって改善されるものではないので、障害認定日を挟む前後約1年間の間に、貧血の状態が変化することがないことは医学的に明らかであるところ、障害認定日である平成○年○月○日の1年前である平成○年○月○日の検査結果によると、赤血球数 $262万/\mu\ell$ 、ヘモグロビン濃度 $8.5g/d\ell$ 、ヘマトクリット24%であり、障害認定日の1年1月後の平成○年○月○日の検査結果によると、赤血球数 $283万/\mu\ell$ 、ヘモグロビン濃度 $9.3g/d\ell$ であり、その1月余後の平成○年○月○日の血液検査結果によると、ヘマトクリット26.1%とされていることが認められることからすれば、障害認定日における末梢血液の成分については、赤血球数は $262万/\mu\ell$ から $283万/\mu\ell$ の範囲内、ヘモグロビン濃度は $8.5g/d\ell$ から $9.3g/d\ell$ の範囲内、ヘマトクリットは24%から26.1%の範囲内にあった高度の蓋然性があると認められるところであり、そのことからすれば、障害認定日当時における一般状態区分表はエの程度であったと推認することができる。そして、溶血性貧血等で、障害等級2級に該当すると認められるものは、A表II欄に掲げるうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、B表のII欄の1に該当するもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するものとされている。そうすると、本件障害の状態は、中度の貧血、出血傾向、易感染性があり、赤血球数が $200万/\mu\ell$ 以上 $300万$

/ μ 0以下であると認められ、かつ、一般状態区分表はエと評価されるから、難治性貧血群による障害で2級と認められる例示に相当し、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものに該当する。

- 3 上記によれば、請求人には障害認定日を受給権発生の日とする障害等級2級の障害基礎年金が支給されなければならないが、原処分は妥当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。